

## 協議第 2 2 号

### 介護保険事業の取扱いについて（その 1）

介護保険事業の取扱いについて承認を求める。

平成 19 年 6 月 1 日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

#### 介護保険事業の取扱いについて

- 1 介護保険事業のうち下記の熊本市のみの事業については、第 3 期介護保険事業計画期間中(平成 18～20 年度)は現状のままとし、第 4 期介護保険事業計画(平成 21～23 年度)から新市の事業として継続する。
  - ・ 家族介護者教室開催
  - ・ 家族介護者リフレッシュ事業
  - ・ 高齢者ケア付住宅生活援助員派遣事業
- 2 介護保険事業のうち下記の事業については、第 3 期介護保険事業計画期間中(平成 18～20 年度)は現状のままとし、第 4 期介護保険事業計画(平成 21～23 年度)から熊本市の例により統合する。
  - ・ 介護保険料
- 3 介護保険事業のうち下記の富合町のみの事業については、第 3 期介護保険事業計画期間中は現状のままとし、その後の取扱いについては、平成 20 年度までに検討する。
  - ・ 食の自立支援事業

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名:健康福祉部会

協議項目	22 介護保険事業の取扱い	小項目名	1 家族介護者教室開催
調整方針	第3期介護保険事業計画(平成 18~20 年度)期間中は現状のままとし、第4期介護保険事業計画(平成 21~23 年度)から新市の事業として継続する		

調 査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町名	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>1. 目的 高齢者を介護している家族や近隣の援助者等の様々なニーズに対応し、家族の身体的・精神的な負担の軽減を図るとともに、在宅生活の継続・向上を図る。</p> <p>2. 事業の運営 地域包括支援センターを運営する社会福祉法人等</p> <p>3. 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医学、介護知識及び基礎技術の啓発指導</li> <li>・ 高齢者の心理的特性・基本的接遇に関する知識等の指導</li> <li>・ 家事、調理等の実習指導</li> <li>・ 福祉用具等の利用方法や日常動作訓練</li> <li>・ 地域支援事業に関する知識の普及啓発</li> <li>・ その他地域からの要望によるもの</li> </ul> <p>4. 費用負担 実費負担</p> <p>平成 16 年度決算 4,628 千円 178 回 平成 17 年度決算 4,914 千円 189 回 平成 18 年度予算 4,056 千円</p>	該当なし	第3期(18~20 年度)計画期間中は現状のままとし、第4期計画(21~23 年度)から新市の事業として継続する。

## 熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名:健康福祉部会

協議項目	22 介護保険事業の取扱い	小項目名	2 家族介護者リフレッシュ事業
調整方針	第3期介護保険事業計画(平成 18~20 年度)期間中は現状のままとし、第4期介護保険事業計画(平成 21~23 年度)から新市の事業として継続する		

調 査	現 況		調整の具体的内容
市町名	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>1. 目的 在宅で高齢者を介護している家族に対して、介護から一時的に解放し、心身のリフレッシュを図る。</p> <p>2. 対象者 要介護1以上の高齢者を在宅で介護している家族</p> <p>3. 事業の運営 旅行業者</p> <p>4. 事業内容 ・1泊及び日帰り旅行の主催 ・家族介護者の相互交流や情報交換・意見交換会</p> <p>5. 実施回数 年度4回(但し、1世帯1人かつ1回)</p> <p>平成16年度決算 1,959千円 参加者119人 平成17年度決算 2,408千円 参加者132人 平成18年度予算 2,856千円</p>	該当なし	第3期(18~20年度)計画期間中は現状のままとし、第4期計画(21~23年度)から新市の事業として継続する。

## 熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：健康福祉部会

協議項目	22 介護保険事業の取扱い	小項目名	3 高齢者ケア付住宅生活援助員派遣事業
調整方針	第3期介護保険事業計画(平成 18～20 年度)期間中は現状のままとし、第4期介護保険事業計画(平成 21～23 年度)から新市の事業として継続する		

調 査	現 況		調整の具体的内容
市町名	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>1. 目的 高齢者ケア付住宅（シルバーハウジング）に居住する高齢者に対し、生活援助員（LSA）を派遣して生活指導や相談、安否の確認、一時的な家事援助や緊急時の対応等のサービスを提供する。</p> <p>2. 対象者 高齢者ケア付住宅の入居者で、60 歳以上の単身世帯、夫婦のみの高齢者世帯（一方が 60 歳以上で可）、60 歳以上の高齢者のみでなる世帯。</p> <p>3. 事業の実施 当該住宅施設に隣接する社会福祉法人等</p> <p>4. 生活援助員の身分 身分は、受託している施設の職員とする。</p> <p>5. 委託料内訳(生活援助員一人あたり) 医療法人 2,199 千円 社会福祉法人 2,094 千円 5 施設(市・県営団地)297 戸を 12 人で管理(ローテーション)</p> <p>平成 16 年決算 27,712 千円 平成 17 年決算 27,705 千円 平成 18 年予算 26,178 千円</p>	該当なし	第 3 期（18～20 年度）計画期間中は現状のままとし、第 4 期計画（21～23 年度）から新市の事業として継続する。

## 熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：健康福祉部会

協議項目	22 介護保険事業の取扱い	小項目名	4 介護保険料 ①
調整方針	第3期介護保険事業計画(平成 18～20 年度)期間中は現状のままとし、第4期介護保険事業計画(平成 21～23 年度)から熊本市の例により統合する		

調 査	現 況		調整の具体的内容																																													
市町名	熊 本 市	富 合 町																																														
市町別内容	1. 基準額 年額 55,200 円 (月 4,600 円) 2. 保険料率	1. 基準額 年額 52,800 円 (月 4,400 円) 2. 保険料率	第3期(18～20 年度)計画期間中は現状のままとし、第4期計画(21～23 年度)から熊本市の例により統合する。																																													
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">所得段階</th> <th style="width: 70%;">対象になる方</th> <th style="width: 20%;">保険料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>生活保護又は老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯</td> <td style="text-align: center;">0.50</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>住民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下</td> <td style="text-align: center;">0.50</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>住民税非課税世帯で第1・第2段階に該当しない</td> <td style="text-align: center;">0.75</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>世帯の誰かに住民税が課税され、本人は非課税</td> <td style="text-align: center;">1.00</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>本人が住民税課税で、所得金額が200万円未満</td> <td style="text-align: center;">1.25</td> </tr> <tr> <td>第6段階</td> <td>本人が住民税課税で、所得金額が200万円以上400万円未満</td> <td style="text-align: center;">1.50</td> </tr> <tr> <td>第7段階</td> <td>本人が住民税課税で、所得金額が400万円以上</td> <td style="text-align: center;">1.75</td> </tr> </tbody> </table>	所得段階		対象になる方	保険料率	第1段階	生活保護又は老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯	0.50	第2段階	住民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下	0.50	第3段階	住民税非課税世帯で第1・第2段階に該当しない	0.75	第4段階	世帯の誰かに住民税が課税され、本人は非課税	1.00	第5段階	本人が住民税課税で、所得金額が200万円未満	1.25	第6段階	本人が住民税課税で、所得金額が200万円以上400万円未満	1.50	第7段階	本人が住民税課税で、所得金額が400万円以上	1.75	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">所得段階</th> <th style="width: 70%;">対象になる方</th> <th style="width: 20%;">保険料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>生活保護又は老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯</td> <td style="text-align: center;">0.50</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>住民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下</td> <td style="text-align: center;">0.50</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>住民税非課税世帯で第1・第2段階に該当しない</td> <td style="text-align: center;">0.75</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>世帯の誰かに住民税が課税され、本人は非課税</td> <td style="text-align: center;">1.00</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>本人が住民税課税で、所得金額が200万円未満</td> <td style="text-align: center;">1.25</td> </tr> <tr> <td>第6段階</td> <td>本人が住民税課税で、所得金額が200万円以上</td> <td style="text-align: center;">1.50</td> </tr> </tbody> </table>	所得段階	対象になる方	保険料率	第1段階	生活保護又は老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯	0.50	第2段階	住民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下	0.50	第3段階	住民税非課税世帯で第1・第2段階に該当しない	0.75	第4段階	世帯の誰かに住民税が課税され、本人は非課税	1.00	第5段階	本人が住民税課税で、所得金額が200万円未満	1.25	第6段階	本人が住民税課税で、所得金額が200万円以上	1.50
	所得段階	対象になる方		保険料率																																												
	第1段階	生活保護又は老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯		0.50																																												
	第2段階	住民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下		0.50																																												
	第3段階	住民税非課税世帯で第1・第2段階に該当しない		0.75																																												
	第4段階	世帯の誰かに住民税が課税され、本人は非課税		1.00																																												
	第5段階	本人が住民税課税で、所得金額が200万円未満		1.25																																												
	第6段階	本人が住民税課税で、所得金額が200万円以上400万円未満		1.50																																												
	第7段階	本人が住民税課税で、所得金額が400万円以上		1.75																																												
所得段階	対象になる方	保険料率																																														
第1段階	生活保護又は老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯	0.50																																														
第2段階	住民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下	0.50																																														
第3段階	住民税非課税世帯で第1・第2段階に該当しない	0.75																																														
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税され、本人は非課税	1.00																																														
第5段階	本人が住民税課税で、所得金額が200万円未満	1.25																																														
第6段階	本人が住民税課税で、所得金額が200万円以上	1.50																																														
次頁へ続く																																																

## 熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：健康福祉部会

協議項目	22 介護保険事業の取扱い	小項目名	4 介護保険料 ②
調整方針			

調 査	現 況		調整の具体的内容
市町名	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>3. 納期 4月から翌3月までの12期。 (4月から7月までは仮算定、8月から翌3月までが本算定)ただし、3月資格取得者等は過年度扱い。</p> <p>4. 調定 特徴・普徴、滞納繰越別に調定。</p> <p>5. 還付 原則として、還付者に対して通知書と口座振替依頼書を送付。 例外として、窓口で随時還付。</p> <p>6. 滞納整理 2人1組で滞納整理を行う。</p> <p>7. 減免 低所得者に対する熊本市独自減免を15年度より実施。 災害等による一般減免も実施。</p> <p style="text-align: center;">平成16年度 302件 平成17年度 302件</p>	<p>3. 納期 6月から翌3月までの10期。 ただし、3月資格取得者等は、過年度扱い。</p> <p>4. 調定 特徴・普徴、過年度、滞納繰越別に調定。</p> <p>5. 還付 還付者に対して通知書を送付 町外の者は口座還付を行う為、通知書と口座振替依頼書を郵送。 還付日：会計窓口で随時還付</p> <p>6. 滞納整理 2人1組で滞納整理を行う。</p> <p>7. 減免 介護保険条例に規定しているが、実績はない。</p>	

## 熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：健康福祉部会

協議項目	22 介護保険事業の取扱い	小項目名	5 食の自立支援事業
調整方針	第3期介護保険事業計画(平成 18～20 年度)期間中は現状のままとし、その後の取扱いについては、平成20年度までに検討する		

調 査	現 況		調整の具体的内容												
市町名	熊 本 市	富 合 町													
市町別内容	該当なし	<p>1. 対象者 低栄養状態のおそれがある特定高齢者又は通所サービスの利用が困難な要支援・要介護者</p> <p>2. 実施日：毎日の昼食及び夕食 利用回数：週1回以上 利用料：1食400円(特別食500円)</p> <p>3. 委託先：富合町社会福祉協議会 委託料 1食300円</p> <p style="text-align: center;">単位：千円</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>16 決算 人数</th> <th>17 決算 人数</th> <th>18 予算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 会計</td> <td>5,453 33</td> <td>4,991 38</td> <td>2,970</td> </tr> <tr> <td>介護 会計</td> <td></td> <td></td> <td>2,970</td> </tr> </tbody> </table>		16 決算 人数	17 決算 人数	18 予算	一般 会計	5,453 33	4,991 38	2,970	介護 会計			2,970	第3期(18～20年度)計画期間中は現状のままとし、その後の取扱いについては、平成20年度までに検討する。
	16 決算 人数	17 決算 人数	18 予算												
一般 会計	5,453 33	4,991 38	2,970												
介護 会計			2,970												